

# 保険かわら版 令和6年能登半島地震被災者の医療について

1月1日に発生した能登半島地震の被災者が受診した場合の取扱いが示されているので参照されたい。

## 保険証がなくても保険診療できる

能登半島地震の被災者について、被保険者証等を紛失した場合や、家庭に残したまま避難している等により、保険医療機関で提示できない場合でも、以下の内容を確認した上で受診できる。

患者に下記を確認しカルテに記録する  
①氏名  
②生年月日  
③住所及び連絡先(電話番号)  
※①～③に加え、社保の患者は「勤務する事業所名」、国保組合の患者は「組合名」を確認する

## 一部負担金の免除・猶予の取扱い

免除証明書がない患者であっても、患者の申し立てにより一部負担金の支払いを「免除」又は「支払猶予」することが出来る。対象者については、医療機関窓口では一部負担金は徴収せず、10割をレセプトで請求することとなる。

### ① 特例の期間

令和6年4月末まで(状況によって延長の可能性あり)

### ② 対象となる医療

免除・猶予の対象となるのは、診療報酬(保険医療機関)、調剤報酬(保険薬局)、訪問看護(訪問看護ステーション)の一部負担金。

なお、入院時食事療養費・入院時生活療養費は対象外。

### ③ 対象患者

右の(1)と(2)のいずれにも該当する者。

(1) 令和6年能登半島地震にかかる災害救助法の適用市町村に住所を有する者で、以下のいずれかに該当する者。

①新潟、富山、石川、福井各県の一部の市町村国保の被保険者(対象となるのは一部市町村であり全市町村ではないことに注意)

②新潟、富山、石川、福井各県の後期高齢者医療広域連合の被保険者

③全国健康保険協会(協会けんぽ)の被保険者又は被扶養者

④一部の健康保険組合又は国民健康保険組合の被保険者又は被扶養者

※免除・猶予を行う保険者は、随時更新されていくため、最新情報は厚労省

HP等で確認されたい。

(2) 令和6年能登半島地震により、次のいずれかの申し立てをした者

①住家の全半壊、全半焼、床上浸水又はこれらに準ずる被災をした旨

※罹災証明書の提示は必要なく、窓口での口頭申告でかまわない

②主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った旨

③主たる生計維持者の行方が不明である旨

④主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した旨

⑤主たる生計維持者が失職し、現在収入がない旨

# 書籍案内

## 保険医の経営と税務(2024年度版)

B5版 約220頁 / 発行:全国保険医団体連合会  
会員価格1,050円(定価1,500円)

発刊 2024年1月26日(予定)

開業医会員には注文不要で1冊無料で配布予定  
医療機関経営に関する基礎知識を網羅し、確定申告書の記載例、税務調査対策10のポイント・チェックシートも収録した開業医必携の一冊。

2024年度版では「インボイス制度・電子取引保存義務化の対応と問題点」についても掲載。



# 理事会便り

## 12/26 理事会の決定事項等

長野会場と各理事宅を結ぶWeb会議にて開催。19:30～21:00 出席役員:宮沢会長、池上、市川、林(春)、三田各副会長、原、布山、宮下、山崎、米田各理事、議長:三田副会長

### ■報告・承認事項

1. 11月度理事会の議事要録、11、12月会務報告、10月度会計報告を承認。

2. 事務局員の継続雇用を承認。

### ■協議事項

1. 理事会運営について…正副会長会議の中で議題整理をし、できる限り効率よく理事会を運営するため、申し合わせを再確認した。結論が出ない議題については必要に応じて臨時に会議を開催することも改めて確認した。

## 保険医療機関の新規動向

関東信越厚生局のホームページで公開の保険医療機関指定状況から長野事務所関係の内科と歯科の新規指定分(開設管理者の交代や週及、移動等を除く)を紹介。12/1～12/31間は内科1件、歯1件。(氏名敬称略)

医療機関名称	診療科名	郵便番号	医療機関所在地	電話	開設者・管理者	従事	病床	指定日
南信州ハートクリニック	内 循環器内科 リハ 血管外科	395-0002	飯田市上郷黒田779-1	0265-21-0810	横田 大介	1	無	令和6年1月1日
にこり歯科	歯 小歯 歯外	399-0706	塩尻市広丘原新田306-40	0263-87-6966	岩垂 陽	2	無	令和6年1月1日

※1 診療科名は略記載。 ※2 開設者が個人の場合は開設・管理者は同一。 ※3 従事の形態で病院・診療所は医師数、歯科併設は区分明記、歯科診療所は歯科医師数。 ※4 指定期間は指定日より6年。

# 歯科 CAD/CAM冠 疑義解釈(その62)

Q1:「M015-2」CAD/CAM冠について、CAD/CAM冠用材料(V)を大白歯に対して使用した場合、クラウン・ブリッジ維持管理料の対象となるか。

A1:対象となる。ただし、歯科用金属を原因とする金属アレルギーを有する患者に対して、CAD/CAM冠用材料(V)を大白歯に対して使用した場合は「M000-2」に掲げるクラウン・ブリッジ維持管理料の留意事項通知(4)の口の通り、対象とならない。

Q2:「M015-2」CAD/CAM冠について、CAD/CAM冠用材料(V)を使用する

場合、現在、保険適用となっている接着性レジンセメントはいずれも使用できるか。また、「M005」装着の注1の内面処理加算1は算定できるか。

A2:保険適用となっている接着性レジンセメントはいずれも使用できる。なお、装着に際しては、歯質に対する接着力を向上させるためにサンドブラスト処理及びプライマー処理を確実に行った上で、接着性レジンセメントを用いること。その際、「M005」装着の注1の内面処理加算1は算定可能である。

※参考 「PEEK冠に関する基本的な考え方」(公益社団法人日本補綴歯科学会)

# 共済だより

## 保険医年金お申込のお礼とお知らせ

昨年9月～10月にかけて行われました保険医年金の普及キャンペーンでは、多くのお申込を頂きありがとうございました。この場をお借りして厚く

お礼申し上げます。

今回お申込みしました1月1日加入分の加入者証につきましては、2月上旬に担当生保職員が持参もしくは県保険医協会から郵送にてお届けする予定となっておりますので今暫くお待ちください。

# 活動日誌

12/22 保団連社保・病有合同小委員会 / 北信越ブロック事務局長会議

12/26 理事会

1/12 社保協運営委員会 / 社保協国保部会

1/16 歯科部会

1/17 正副会長会議

1/18 保険でより良い歯科医療を長野連絡会事務局会議

1/19 社保協介護部会

## 長野県保険医協会の会員数

1,316名(内科737名、歯科579名)

1月1日現在